

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：富山市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和9年10月20日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	富山市	職員数（H23. 4. 1現在）	100人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（平成21年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

2 財政指標等

資本費	90.90（21年度）	財政力指数	0.791（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	-（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	-（年度）
経常収支比率（%）	89.4（21年度）	実質公債費比率（%）	12.9（22年度）
		将来負担比率（%）	195.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。)

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示があったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	富山市上下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	富山市上下水道事業管理者職務代理者上下水道局長 住田 勤
既存計画との関係	富山市上下水道事業中長期ビジョン(H19～H28)を上位計画とする個別計画
公表の方法等	市ホームページでの公開及び議会への説明
基本方針	これからの富山市上下水道事業のあるべき姿と目指す方向性を明らかにするため、①上下水道事業における中長期的な施設整備計画及び財政見通し、②地方公営企業として健全な経営を維持していくための行政改革プランなどを包括した形で、この『富山市上下水道事業経営健全化計画』を策定したものである。既存の富山市上下水道事業中長期ビジョン（H19～H28）の後期基本計画（H23～H27）と位置付け、具体的な目標値を掲げるものとする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	722,998.0			722,998.0
	補償金免除額	133,529.3			133,529.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(57674.9)	(117703.4)		(175,378.3)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業債	659,792.6			659,792.6
	簡易水道事業債	63,205.4			63,205.4
合 計 (A)		722,998.0			722,998.0
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業債	57,674.9	117,703.4		175,378.3
合 計 (A)		57,674.9	117,703.4		175,378.3
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		57,674.9	117,703.4		175,378.3

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>(収益的収支) ・平成20年度に平均13.5%の料金改定を実施したことや、事務業務の見直しなどにより純利益を確保してきたところであるが、少子高齢化や節水意識の高揚などを背景に、事業の根幹をなす水道料金収入が減少傾向となることが予測され、収支バランスの維持に困難が伴うことが想定される。</p> <p>(資本的収支) ・流杉浄水場の改築後の平成21年以降、建設改良費は減少するも、今後とも企業債償還金が増加しつづけることから、引き続き30億円以上の資本的収支の不足が見込まれる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水需要の減少 平成22年度の有収水量は前年度比1.49%の増となっているが記録的な猛暑等による寒暖の差が原因であり、給水人口の減少にともない今後とも水需要の減少方向であると見込まれる。</p> <p>課 題 ② 施設更新及び信頼性の高いシステムの構築 老朽化が進む施設及び既設管について新たな水需要への対応及び災害時の安定供給を図るため、老朽化が進む施設の整備・更新とともに耐用性の高い新たな配水管（耐震管）の整備が求められる。</p> <p>課 題 ③ 危機管理への要請 災害時等にライフラインを維持管理することは極めて重要であり、安定的・継続的なサービスの供給とともに、復旧体制の確立が求められている。</p> <p>課 題 ④ 民間的経営手法による合理化 施設の維持管理業務の民間委託の導入や、業務の見直し、適正化による更なる経費節減や経営の合理化が求められる。</p> <p>課 題 ⑤ 定員・給与の適正化 経営の健全化・事務の効率化を図り、平成19年度の職員数121人から平成23年度当初までに職員数を100人とし21人（17.4%）を削減し、職員配置の適正化と削減に努めているところであり、今後とも社会経済情勢を踏まえ、特殊勤務手当等を含めて適正に見直す必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

区 分		年 度									
		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,118	7,017	6,000	1,942	1,800	979	1,181	1,138	1,155	993
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	168	134	96	96	102	98	99	94	89	85
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	22	21	21	20	16	16	16	16	16	16
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	14	19	129	120	103	31	27	16	19	17
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金				1	1					
	8. 工 事 負 担 金	385	432	508	415	303	342	333	333	333	333
	9. そ の 他										
	計 (A)	3,707	7,623	6,754	2,594	2,325	1,466	1,656	1,597	1,612	1,444
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	3,707	7,623	6,754	2,594	2,325	1,466	1,656	1,597	1,612	1,444
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	5,026	8,095	7,954	3,735	3,280	3,599	3,747	3,663	3,687	3,392
	うち職員給与費	184	191	194	176	173	173	173	173	173	173
	2. 企 業 債 償 還 金	1,958	3,810	3,107	1,669	1,617	1,704	2,435	1,884	2,067	2,135
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他	87	81	73	63	47	30	20	8	2		
	計 (D)	7,071	11,986	11,134	5,467	4,944	5,333	6,202	5,555	5,756	5,527
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	3,364	4,363	4,380	2,873	2,619	3,867	4,546	3,958	4,144	4,083
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,574	2,452	2,566	2,704	2,472	3,704	4,387	3,802	3,987	3,939
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		1,536	1,445							
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	790	375	369	169	147	167	159	156	157	144
	計 (F)	3,364	4,363	4,380	2,873	2,619	3,867	4,546	3,958	4,144	4,083
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)										
	他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)	3,473	1,536	278	299	309					
	企 業 債 現 在 高 (H)	39,305	42,512	45,405	45,677	45,860	45,135	43,881	43,135	42,223	41,081

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度									
		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		151	95	109	115	102	102	97	95	91	92
	うち基準内繰入金	105	50	109	115	102	102	97	95	91	92
	うち基準外繰入金	46	45								
資 本 的 収 支 分		168	134	96	95	100	98	99	94	89	85
	うち基準内繰入金	81	88	96	95	100	98	99	94	89	85
	うち基準外繰入金	87	46								
	合 計	319	229	205	210	202	200	196	189	180	177

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	88.22	81.17	89.58	89.11	92.88	89.69	89.35	88.88	88.05	86.66
資本費 (円又は%)	78.69	79.62	80.18	90.90	91.74	93.61	94.52	94.96	95.98	98.00
総収支比率(法適用) (%)	98.87	95.22	104.53	102.52	103.42	102.17	101.71	101.26	100.39	98.94
経常収支比率(法適用) (%)	98.84	95.38	104.66	103.51	103.64	102.17	101.90	101.46	100.58	99.13
営業収支比率(法適用) (%)	114.18	109.66	120.24	117.97	118.24	116.17	116.31	114.97	113.70	111.52
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.24	1.41	1.52	1.62	1.47	1.45	1.40	1.38	1.33
	うち基準内繰入金 (%)	1.56	0.74	1.52	1.62	1.47	1.45	1.40	1.38	1.36
	うち基準外繰入金 (%)	0.68	0.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資本的収入分 (%)	4.53	1.76	1.42	3.66	4.30	6.68	5.98	5.89	5.52
	うち基準内繰入金 (%)	2.19	1.15	1.42	3.66	4.30	6.68	5.98	5.89	5.89
	うち基準外繰入金 (%)	2.35	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金水準は平成20年4月1日付けで平均13.5%の料金改定を実施したことから、計画期間の料金設定は現行とおりとする。料金収入の見込みとしては、平成22年度は猛暑等の気候要因により増加しているものの、今後は給水人口の減少に伴い微減基調とする。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、全額繰入れるものとし、原則、基準外繰入金については、繰入しないこととしている。また、平成20年度より全ての簡易水道事業を廃止したため、今後新たな簡水債の発行は見込まれないことから、繰入金額は徐々に低減していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度に流杉浄水場の改築事業が完了し建設改良費は減少するが、企業債償還金については増加基調としている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還の財源としては借入の抑制を図ること企業債の残高を減らすことから、全額内部留保資金を充てることとする。借入時における試算利率については、支払い利息については2.5%の利率で算出している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プランで定める富山市定員適性化計画に基づき計画的に職員の削減を図り、平成19年度の職員数121人から平成23年度当初までに職員数を100人とし21人(17.4%)を削減した。
○ 給与のあり方	⑤	
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造の見直しにより、給料表水準を4.8%引き下げ、地域手当を新設した。また、退職手当構造の見直しもあわせて行った。 ・職員の給与に関しては、人事院勧告や県人事委員会勧告に準拠しながら、給与の適正化に努め富山市(上下水道局含む)の平成22年の給料水準は、全国の類似都市(中核市)40市のうち、27番目と低い水準である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職員の給与についても、給与構造の見直しにより給与水準の適正化に努めてきた。今後も国・県の動向をみて適正化に努める。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月末日をもって廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生事業については、会員の会費と事業主負担金で運営しているが、富山県市町村職員共済組合において決定される負担率に従っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託等については、業務の民間委託、指定管理者、PFI事業の導入等、民間のノウハウを取り入れながら、引き続き質の高い公共サービスの提供を目指す。 ・光熱費削減(平成23年度本局5%削減)を目標に取り組みとともに、備品調書を作成し経費節減に努めている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年の流杉浄水場の改築にともない新たに運転管理業務の委託を実施した。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	・料金水準は平成20年4月1日付けで平均13.5%の料金改定を実施したことから、計画期間の料金設定は現行のとおりとする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	—	・富山市ホームページにおいて事業年報を公開し、施設状況や財政統計を公開するとともに、財務情報の充実を図るとともに、上下水道事業の経営状況をさまざまな視点から公開することを目的としてキャッシュフロー計算書を作成し、「営業活動」「投資活動」「財務活動」の3つの指標に区分し公開している。
○ 行政評価の導入	④	・予算編成時において、妥当性・有効性・効率性などの検証するために事務事業評価をおこなっている。 ・事務事業の見直しや長期的な計画の進行管理などに活用するために上下水道事業中期ビジョンを策定している。 ・諮問機関等である上下水道事業経営委員会等に対して、計画達成状況について報告を行い、顧客ニーズに対応した事業運営と、より質の高いサービスの提供を図るための評価や要望を把握している。
4 その他	②	・老朽化が進む施設の整備・更新とともに耐用性の高い新たな配水管(耐震管)の整備を継続的に実施し、耐震化率の向上に努める。
	③	・災害時などにおいて安定的・継続的なサービスの供給とともに、復旧体制の確立のために富山市地域防災計画に基づき継続的に対策訓練の実施や、災害時の業務マニュアル等の見直しを実施する。
	④	・平成20年度末からは、予算の執行を一部留保するなど、事務事業を再点検し、支出の抑制を図っている。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に職員の削減を図り、平成19年度の職員数121人から平成23年度当初までに職員数を100人とし21人（17.4%）を削減した。 ・光熱費削減（平成23年度本局5%削減）を目標に取り組みとともに、備品調書を作成し経費節減に努めている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度末から累積欠損金が生じたことから、平成20年度から平均13.5%の料金改定を実施し、民間的経営手法の導入や事務事業の見直し等により、収支バランスの維持・改善に努めている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度末からは、総務省繰出基準に基づかない一般会計からの繰入金（いわゆる「基準外繰入金」）については、繰り入れしないこととしている。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・後年度の負担軽減を図るために、これまで起債充当率を概ね90%ととしてきたが、平成23年度からは内部留保資金を活用して同率を50%に抑えることにより、発行額の抑制及び支払利息の軽減を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値						0		0	0	0	0	
		企業債現在高		41,629	46,357	46,208	45,930	45,644						
		延長計画の目標値		42,512	45,405	45,677	45,860	45,135		43,881	43,135	42,223	41,081	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
	①	料金改定率			14.89											
		改善効果額(料金の適正化)			847	848	846	844	3,385							
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額(負担金の確保等)														
		資産の有効活用														
		改善効果額(収入増額)														
		その他()														
		改善効果額														
	当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【経費の削減】														
		⑤	職員給与費の適正化													
			職員給与(退職手当以外)	805	795	762	694	679	679							
			改善効果額		31	64	132	132	132	491						
給与水準			448	419	389	321	321	321								
		改善効果額		29	59	127	127	469								
		その他(業務手当)	2.0%→1.5%	1.5%→1.0%	1.0%→廃止	-	-	-								
		改善効果額		2	5	5	5	22								
		職員給与(退職手当)	135	40	40	40	40	40								
⑤		職員数	121	121		109	107	107								
		増減数			-4	-8	-2	-14								
		維持管理費等														
		改善効果額(適正化)														
		工事コスト														
		改善効果額(縮減額)														
	その他(事務事業の見直し)						100									
	改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									3,876							
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									523							

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【経費の削減】													
			職員給与費の適正化												
			職員給与(退職手当以外)												
			改善効果額												
給与水準															
		改善効果額													
		その他()													
		改善効果額													
		職員数													
		増減数													
		維持管理費等													
④		改善効果額(適正化)													
		工事コスト													
		改善効果額(縮減額)													
		その他(企業債充当の抑制による支払利息の縮減)					1,038	1,035	1,024		978	962	943		
	改善効果額							3		14	60	76	95		
													248		

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	248
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A+B+C	248
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	134

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	416	417	417	417	417	413	408	407	406	404
年間総有収水量 (千㎡)	48,592	48,318	47,199	46,741	47,437	46,963	46,511	46,148	45,791	45,441
公称施設能力 (㎡/日)	226,406	226,709	226,406	224,351	213,690	213,690	213,690	213,690	213,690	213,690
1日最大配水量 (㎡/日)	176,943	173,843	165,800	176,744	187,509	185,635	183,849	182,414	181,003	179,619
最大稼働率 (%)	78.15	77.49	76.27	82.78	87.75	86.87	86.04	85.36	84.70	84.06
供給単価 (円/㎡)	118.99	118.71	129.35	130.72	131.10	131.10	131.05	130.76	130.47	130.16
給水原価 (円/㎡)	140.02	146.25	144.39	146.70	141.15	146.18	146.67	147.13	148.17	150.20

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。